

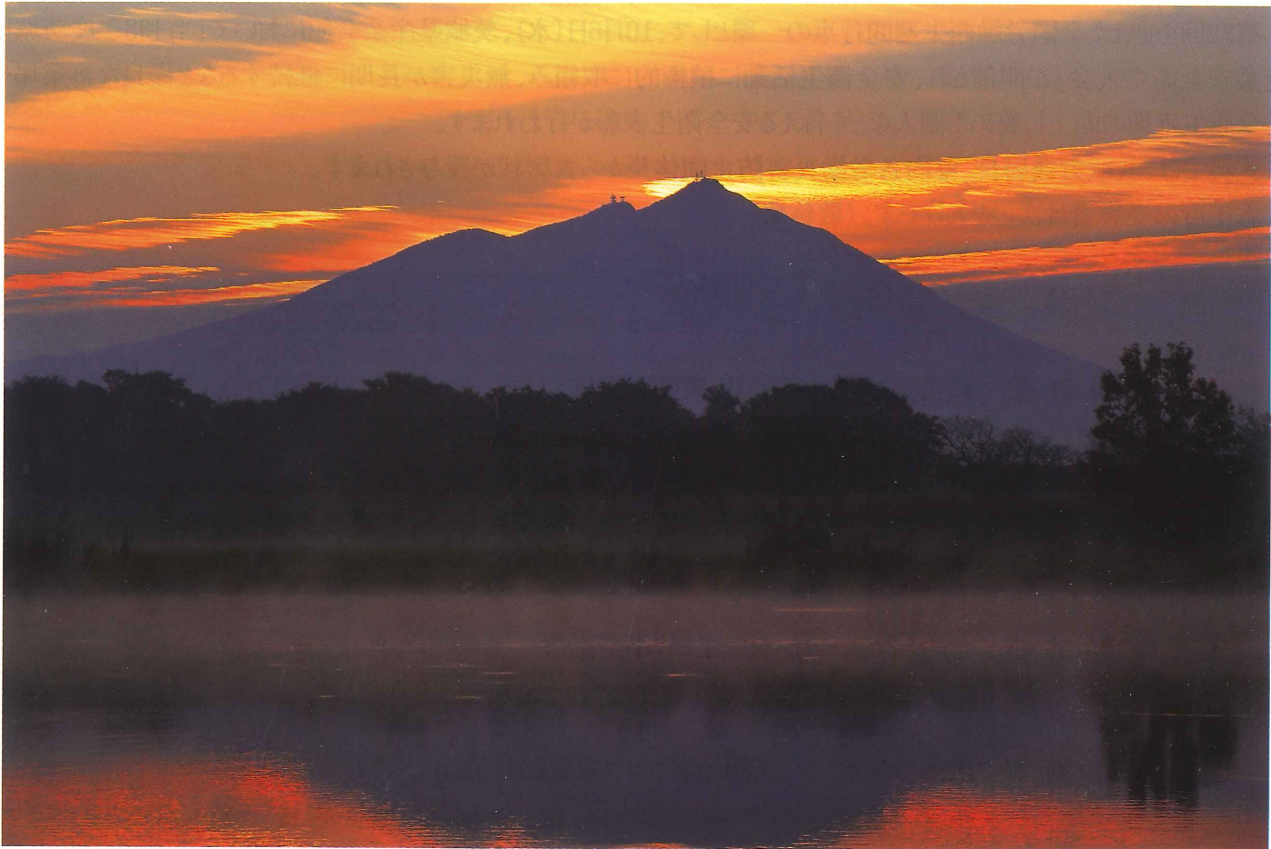
いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

日0民01年01時01分 秋日
 館会業産報基連協 西野

OCTOBER 2021
 VOL.639

10

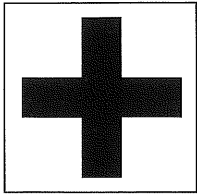


筑波の朝焼け(筑西市)

写真提供者：水戸市 青砥 慧氏

●2021 10月号 CONTENTS●

令和3年度 全国労働衛生週間表彰……………2	労災保険 二次健康診断等給付のご利用について……………10
茨城県最低賃金を改正します……………4	衛生推進者養成講習のご案内……………11
中小企業退職金共済制度……………4	「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内……………12
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します!……………5	人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内……………13
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です……………6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………14
育児・介護休業法が改正されます!……………7	巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!!……………15
11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です……………8	県内の労働災害発生状況速報……………15
労働保険概算保険料(第2期分)の納付は11月1日までに……………9	令和3年死亡災害発生状況……………15
「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内……………9	講習会のご案内……………16



令和3年度

全国労働衛生週間表彰

日時：令和3年10月6日

場所：茨城県産業会館

第72回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、10月6日(水)、茨城県産業会館において「令和3年度茨城県産業安全衛生大会」が開催され、安全衛生活動に積極的に取り組み、無災害が長期に継続するなど優良な事業場や安全衛生水準の向上に務めた個人などを称える安全衛生表彰が行われます。

式典では、茨城労働局長、県内各労働災害防止団体長から表彰状が授与されます。

本年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

茨城労働局長表彰

優良賞 株式会社 竹中工務店 東関東支店

JRR-3原子炉建屋他耐震改修工事(那珂郡東海村)

東鉄工業・三井住友建設特定建設工事共同企業体

水設土26第5305号 常陸多賀・日立間野際こ道橋新設工事(日立市)

鹿島液化ガス共同備蓄 株式会社 鹿島事業所(神栖市)

奨励賞 カゴメ 株式会社 茨城工場(小美玉市)

日立建機 株式会社 龍ヶ崎工場(龍ヶ崎市)

功績賞 田澤 佳治 太田地区プレス災害防止協議会 会長

小倉 重則 前 一般社団法人 筑西労働基準協会 会長

安全衛生推進賞 大澤 正幸 筑西労働基準監督署管内プレス災害防止協議会 事務局長

一般社団法人茨城労働基準協会連合会長表彰

事業場賞 株式会社 アトックス 原電事業所(那珂郡東海村)

オリエンタルモーター 株式会社 土浦事業所(土浦市)

有限会社 桜井工業(下妻市)

株式会社 流機エンジニアリング つくばテクノセンター(筑西市)

株式会社 国分電機 茨城工場(常陸大宮市)

光プラス 株式会社(つくばみらい市)

ナメカワアルミ 株式会社 潮来工場(潮来市)

功績賞 広木 真礼 暁飯島工業 株式会社(水戸市)

中村 勇一 株式会社 岩瀬屋製作所(常陸太田市)

建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

- 事業場賞** 株式会社 常磐建設(日立市)
株式会社 中泉建設(つくば市)
有限会社 野上産業(常陸大宮市)
株式会社 俊光建設(坂東市)
キムラ工業 株式会社(牛久市)
- 現場賞** 有限会社 並木建設工業(古河市)
株式会社 小林建設(常陸太田市)
有限会社 益子工務店(久慈郡大子町)
- 功績賞** 西山 孝 株式会社 西山工務店(水戸市)
柴 直樹 株式会社 柴建設(筑西市)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

- 事業場賞** 亀山運送 有限会社(高萩市)
山柁運送 有限会社(日立市)
北海道通運 株式会社 関東支店(東茨城郡大洗町)
博大運送 有限会社(石岡市)
株式会社 エムケイ(かすみがうら市)
有限会社 ワタベ商会(牛久市)
株式会社 関東興産(古河市)
株式会社 正和運輸(猿島郡五霞町)
- 功績賞** 柳町 幸一 会計監事 丸幸商事 株式会社(行方市)

林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

- 事業場賞** 株式会社 砂押園芸(ひたちなか市)
- 功績賞** 大森 直樹 安全衛生指導員(常陸大宮市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

- 事業場賞** 日立港木材倉庫 株式会社(日立市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部鹿島支部長表彰

- 事業場賞** 鹿島東洋埠頭 株式会社(神栖市)

～令和3年10月1日から茨城県最低賃金を時間額879円に改正します～

茨城労働局長(下角 圭司)は、本年7月5日に茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)に対し、茨城県最低賃金の金額改正について諮問し、8月5日、時間額を28円引き上げて879円とする旨の答申を受けました。茨城労働局長は、これを受けて茨城県最低賃金を答申どおり改正する決定を行いました。効力発生日は、本年10月1日(金)です。

茨城県最低賃金

令和3年10月1日(金)から

時間額 879円

*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

使用者も労働者も
必ず確認!最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金 [検索](#)

専門家による無料相談を実施しています

賃金上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金 [検索](#)

厚生労働省 茨城労働局賃金室(電話:029-224-6216)

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 [検索](#)



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

参加無料 事前申込

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します!

茨城労働局監督課

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって、多くの方々の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 2021年**11月18日(木)**
13:30~15:30(受付13:00~)

会場 つくば国際会議場 多目的ホール
(茨城県つくば市竹園2-20-3)
・つくば駅より徒歩約10分
※近隣に駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

参加申込について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。

● **Webからの申し込み**：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム **検索**

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 **03-6264-6445**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当する口に✓をお願いいたします。

経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士

社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死家族

その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」：ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。委託運営会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713
※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

育児・介護休業法が改正されます！

～有期契約労働者(※)の方も育児休業や介護休業をすることができます～

(※)「パート」、「アルバイト」「契約社員」などの呼称を問わず、1年契約など雇用期間を定めて契約をしている労働者を指します。

育児休業とは？

原則として1歳未満の子を養育するために、休業をすることができます。(保育所等の利用を希望しているもの、子どもを保育所等に預けられないといった事情がある場合は最長2歳まで休業を延長することができます。)

介護休業とは？

要介護状態にある家族を介護するために、通算93日まで、3回を上限に分割して休業することができます。

● 育児・介護休業法改正ポイント ●

①出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期間	原則休業の2週間前まで(※1)	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 (今回の改正で分割して2回まで取得可)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲(※2)で休業中に就業することが可能	原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
- ③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限(休業期間中の労働日・所定労働時間の半分)を厚生労働省令で定める予定です。

(注)新制度についても育児休業給付の対象となります。

②雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

○育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)

○妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- ・雇用環境整備の具体的な内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めさせないことを定める予定です。

③育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

○(新制度とは別に)分割して2回まで取得可能

○1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

○「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し、無期雇用労働者と同様の取り扱い(労使協定の締結により除外可)とする。

- ※「子が1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置
- ※「介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に契約が満了することが明らかでない」の要件は存置

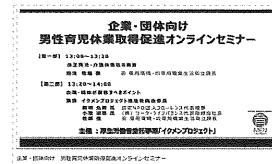
⑤育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

○従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

～解説動画のご案内～



▲解説動画URLのQRコード

令和3年7月6日に厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」で実施されたオンラインセミナーの公開動画です。

本セミナーでは「改正育児・介護休業法」や、「男性の育児休業取得の促進について」解説されています。

【イクメンプロジェクトサイト】 イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

育てる男が、
家族を支える。
社会が動く。

【問い合わせ先】

●育児・介護休業制度や助成金について

茨城労働局 雇用環境・均等室(〒310-8511 水戸市宮町1-8-31)

▶法律の内容についてのご相談 ☎029-277-8295

▶助成金(※)についてのご相談 ☎029-277-8294

※育児・介護休業等に係る各種助成金(両立支援等助成金(育児休業等支援コース、介護離職防止コース、出生時両立支援コース等))があります。詳細はQRコードをご覧ください。

助成金についての
詳細はこちら!



●育児・介護休業給付金について
最寄りのハローワークへ

茨城県内の
ハローワークの
所在地と管轄に
ついてはこちら!



11月は労働保険未手続事業 一掃強化期間です

～労働者を1人でも雇っている事業場は、
労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります～

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)は、法律により農林水産業の一部を除き、一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消は極めて重要となっています。



厚生労働省

急な雨でも、
従業員を守る。

転ばぬ先の傘。
労働保険

正社員、パート、アルバイト。
雇用形態に関わらず、
ひとりでも雇っている場合、
事業主は労働保険の手続きを
行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。

労災保険 + 雇用保険

電子申請での手続きは、口座振替が便利。24時間、365日いつでもOK!

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

特に11月は、厚生労働省が定めた「労働保険未手続事業一掃強化期間」として全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の適用を促進することとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 029-224-6213

労働保険概算保険料(第2期分)の納付は11月1日までに

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上の場合、労働保険料の納付を3回に延納(分割)することができます。

各期の法定納期限は、下記のとおりです。

全期・第1期分	令和3年 7月12日
第2期分	令和3年11月 1日
第3期分	令和4年 1月31日

第2期分の納付書は10月中旬に発送予定としておりますので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

なお、口座振替にて納付される場合の振替日は、令和3年11月15日となります。

労働保険料の納付等にかかるお問い合わせは、茨城労働局総務部労働保険徴収室(029-224-6213)までお願いします。

「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内

防じんマスク及び防毒マスクの選択、使用等については、事業者は、衛生管理者、作業主任者等のうちから、各作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を指名し、その者に防じんマスク等の適正な選択、着用及び取扱方法について必要な指導を行わせるとともに、防じんマスク等の適正な保守管理に当たらせることとされております。(平17.2.7基発第0207006号、平17.2.7基発第0207007号)

つきましては、今般、当連合会において、「保護具着用管理責任者」の任に当たる方々を対象として、下記により標記の養成講習を実施することとなりました。

貴事業場における労働衛生管理水準の向上を図るため、関係者の方々の受講参加を願いたくご案内申し上げます。

なお、受講者の方々には「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」修了証が交付されます。

- 1.日 時：令和3年11月29日(月) 12:50~16:30
- 2.会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター【駐車場有】
水戸市渋井町堺橋263-1 (大洗鹿島線 東水戸駅下車 徒歩約15分)
- 3.研 修 内 容：①関係法令 ②マスクの選択、着用、保守・管理に当たっての留意事項 ③演習
- 4.対 象 者：衛生管理者、職長、作業主任者、安全衛生推進員等の労働衛生管理担当者
- 5.受 講 料：6,000円(税込・資料代込)
- 6.定 員：40名
- 7.申込受付期間：令和3年10月19日(火)~11月22日(月)
(但し定員に達した場合は期限前でも締切りといたします)
- 8.申 込 方 法：申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。
なお、受講料は受講票が届いてから振込をお願いいたします。
振込先：「常陽銀行 本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込みを取り消されても受講料はお返しできません。
- 9.申 込 先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
TEL 029-225-8881 FAX 029-227-4507

労災保険 二次健康診断等給付のご利用について

労災保険の二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第66条第1項または同条第5項ただし書き規定による健康診断のうち、直近のもの（以下一次健康診断といいます）の結果に基づいて、健診給付病院等において、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できる制度です。

事業主の皆様におかれましては、制度をご理解いただきまして該当労働者を把握の上、二次健康診断等給付を利用してください。なお、この給付は労災保険率のメリットには反映されません。

二次健康診断等給付の対象者

1. 一次健康診断において、「**血圧検査**」「**血中脂質検査**」「**血糖検査**」「**腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定**」の4項目すべてにおいて「**異常の所見**」が認められること。
2. 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
3. 労災保険の特別加入者でないこと。

二次健康診断等の給付内容

1. 二次健康診断
 - ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1c検査（一次健康診断で実施していれば不可） ④負荷心電図検査または胸部超音波検査のいずれか一方 ⑤頸部超音波検査 ⑥微量アルブミン尿検査（一次健康診断で尿蛋白検査が「**擬陽性**」または「**弱陽性**」の所見が認められた場合にのみ実施）
2. 特定保健指導
 - ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

なお、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患を有していると診断された場合は実施されません。

その他の留意点

1. 二次健康診断等給付は健診給付医療機関として指定された医療機関でのみ受診できます。
2. 1年度内に1回に限り受診できます。
3. 一次健康診断の受診日から3か月以内に請求しなければなりません。

二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と、一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明できる書類を添付して、健診給付医療機関に事前連絡・予約等のうえで受診してください。

二次健康診断等給付請求書は厚生労働省のHPからダウンロードできます。

[トップページ「分野別の情報」雇用・労働＞労働基準＞](#)

[労働者の方へ＞労災保険給付等の手続に使用できるOCR帳票について](#)

4. 健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」が交付されますので、（事業主提出用）は必ず事業主あて提出してください。

事業主の皆さまへ

コンプライアンス 衛生推進者を選任しましょう。

衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、☆印に書かれている業種及び規模の事業場(例：飲食店や食料品小売業、ホームセンター、介護事業など)に対して衛生推進者を選任し、その者に労働衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

本講習は、衛生推進者の選任を義務付けられている事業場において新たに衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の向上を図るものです。

なお、10人以上50人未満の工業的業種の事業場は、安全衛生推進者の選任が義務付けられていますので、安全衛生推進者講習については最寄りの労働基準協会にお問い合わせ下さい。

☆衛生推進者の選任を要する業種・規模については、下記の業種であって、常時使用する労働者数が**10人以上50人未満の非工業的業種の事業場**(常時50人以上の場合は衛生管理者の選任が義務付けられています。)

金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

1. 日 時：令和3年12月13日(月) 9:00~15:30
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター(駐車場有り)
水戸市渋井町堺橋263-1 (大洗鹿島線 東水戸駅下車 徒歩約15分)
3. 研修内容：

① 作業環境管理及び作業管理	2時間
② 健康の保持増進対策	1時間
③ 労働衛生教育	1時間
④ 労働衛生関係法令	1時間
4. 対 象 者：上記「☆印の衛生推進者の選任を要する業種・規模」のとおり
5. 受講料等：8,800円(税込)〈受講料7,700円、テキスト代1,100円〉
6. 定 員：60名
7. 申込期限：令和3年12月6日(月) (但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
8. 申込方法：受講申込書は茨城労働基準協会連合会ホームページ「安全衛生教育」の「衛生推進者講習」の中にある申込書をダウンロードするか、又は問合せ先に電話等を頂ければ受講申込書を送付します。
9. 問合せ先：(一社)茨城労働基準協会連合会
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F TEL 029-225-8881

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。
 (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者となります

(3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)

補助率：1/2

上限額：100万円(消費税を含む)

※この補助金は、事業所規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行ないます。(全ての申請者に交付されるものではありません)



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00(土日祝休み)
(8月10日～13日(夏季休暇)、12月28日～1月4日(年末年始)を除く。)

◎ホームページに、交付規定、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 申請関係 または 支払関係		
申請関係	☎ 03-6381-7507	📠 03-6381-7508	✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp
支払関係	☎ 03-6809-4085	📠 03-6809-4086	✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します!

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定
	目標達成助成	評価期間(機器等導入助成)の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。
- 評価期間(機器等導入助成)における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間(機器等導入助成)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間(機器等導入助成)に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

支給額

支給対象経費の30%

- ※以下のいずれか低い方の金額が上限額
- ・ 100万円 又は
 - ・ 20万円×対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の20%〈35%〉

- ※以下いずれか低い方の金額が上限額
- ・ 100万円 又は
 - ・ 20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等、詳細については厚生労働省ホームページをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

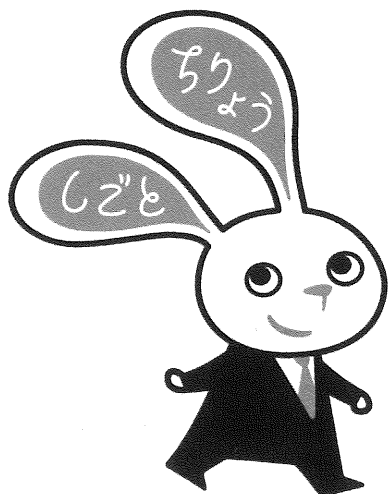
- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

治療と仕事の両立支援をサポートします



がんと診断された。
通院しながら働ける
だろうか？

主治医にどのように
相談したら
よいのでしょうか？

事業場内の
両立支援の整備の仕方が
わからない？

従業員から
がんになったと聞いた。
辞めて欲しくないのだが…

回りの従業員は
どのような意識をもつ
べきなのでしょうか？

近年、がんの治療は進歩し、仕事を辞めず働き続けることが可能になってきました。がんに罹っても退職することなく働きながら治療をすることができる時代となったのです。

また、糖尿病や肝臓病など、元気そうに見えても長期的なケアが必要な人たちも増えてきています。

企業としては、今後労働者の高齢化に伴い、がんなどに罹患する社員の増加が見込まれるため、治療を続けながら働くことができる環境を整備する必要があります。

茨城産業保健総合支援センターでは、両立支援に関する**各種支援を無料**で提供しています。是非御活用ください。

サービスの内容

個別訪問支援	両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育等を実施します。
個別調整支援	両立支援促進員が事業場を訪問し、個別の患者に係る健康管理について、両立に係る調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰プランの作成を助言、支援します。この支援は患者自身又は、患者から主治医の意見書の提出を受けた企業担当者等の申出により実施します。
相談対応	両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。
DVD、図書の貸出し	両立支援に関するDVD、図書を貸出します。

各種サービスの利用については、下記連絡先へ**電話又はメール**により御連絡ください。



独立行政法人 労働者健康安全機構

茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10
水戸FFセンタービル 8階
TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335
ホームページ <https://ibarakis.johas.go.jp/>
E-mail: mito@ibarakis.johas.go.jp

巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!!

茨城県内の各地区労働基準協会では、定期健康診断の実施を徹底するため、全日本労働福祉協会茨城県支部と連携して、巡回健診等を実施しています。

あなたの事業場のお近くでも巡回健診を実施しているかも知れません。巡回健診等のお申込みはお近くの各地区労働基準協会でご受け付けています。詳細については各地区労働基準協会へお問い合わせ下さい。

県内の労働災害発生状況速報 (令和3年8月末現在)

業 種 別		令 和 3 年		前 年 同 期	
計		(17)	1,984	(11)	1,707
製 造 業		(3)	501	(1)	460
鋳 業		(0)	3	(0)	7
建 設 業		(6)	195	(2)	182
内 訳	土 木	(1)	55	(2)	44
	建 築	(5)	116	(0)	103
	そ の 他	(0)	24	(0)	35
運 輸 交 通 業		(1)	241	(1)	230
貨 物 取 扱 業		(0)	29	(0)	34
農 林 業		(0)	28	(1)	43
畜 産 水 産 業		(1)	76	(1)	78
商 業		(3)	287	(1)	244
そ の 他		(3)	624	(4)	429

(注) ()内は、死亡者で内数

令和3年死亡災害発生状況

追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
7月 6～7時	運転者 50歳代 25年	バス業	交通事故	バスを運転して道路を走行中、前方から走行してきた大型トレーラーがセンターラインを越えてきたため、正面衝突し、その後、死亡した。
			大型トレーラー (トラック)	

令和3年死亡災害発生状況

8月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
8月 15～16時	組立・修理工 70歳代 3年	その他の 卸売業	飛来・落下	フォークリフトのタイヤがパンクしたので、タイヤを外し修理していた。タイヤのボルトを緩めリム(金属製)を外していたところ、空気の残圧によりボルトのねじ山が破断し、リムが飛んで被災者に当たった。
			金属材料	
8月 10～11時	大工 70歳代 10年	その他の 建築工事業	墜落・転落	倉庫の屋根上で修繕作業を行っていたところ、屋根下地を踏み抜いて約4メートル下に墜落し、死亡した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	

講習会のご案内 (令和3年10月中旬~11月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
有機溶剤作業主任者		
10/19~20	日立シビックセンター マーブル会議室 (日立市)	日立協会
10/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/18~19	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
乾燥設備作業主任者		
10/25~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/17~19	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
ガス溶接		
10/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
10/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
11/4~5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け		
10/18~19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/10~11・13	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/12~13・14	平成館 (古河市)	古河協会
11/25~26・29・30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
フォークリフト運転(学科)		
10/15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/24	平成館 (古河市)	古河協会
11/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
11/8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
11/10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/11	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/13	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
11/21	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
11/4~5・8・9・10・11	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
10/21~22・23	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/21~22・24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/15~16・17	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
11/4~5	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
11/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/24~25	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
11/30~12/1	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者		
11/24~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
10/16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/22~23	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会

アーク溶接等の業務		
10/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/30~31	平成館 (古河市)	古河協会
11/27~28	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
電気取扱業務(低圧)		
11/2<学科のみ>	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
10/29~30	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/16~17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
11/24・25・26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
11/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
安全管理者能力向上教育		
11/22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
11/4~5	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
11/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
10/25~26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/28~29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/17~18	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
11/17~18	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全衛生推進者講習		
11/6	平成館 (古河市)	古河協会
11/10~11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
安全管理者選任時研修		
10/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/18~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
11/24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
11/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
11/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478